

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診のポイント

R2.3.2

まずは、自宅で体を休めましょう。
このとき、症状と体温の記録を残しておくことが大切です。医療機関等に相談する際に必要となる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の特徴
発熱、のどの痛み、咳が長引く、強いだるさを訴える方が多いようです。

既にこのような状況にある場合は、**帰国者・接触者相談センター**へ相談しましょう。

※上記センターへ相談後、**帰国者・接触者外来**への受診を勧められた場合は、“新型コロナウイルス感染症疑い”となるため、**左記3**に注意し、指定の医療機関を受診しましょう。

※専門外来への受診を勧められなかった場合、インフルエンザなど他の疾患の可能性があります。症状が辛い場合は、かかりつけ医へ相談しましょう。

帰国者・接触者相談センター
厚労省リーフレットの裏面にQRコードがあり、検索できます。原則的には、各保健所に設置されています。

一般の医療機関を受診すると、受付・診察時等で、新型コロナウイルス感染症かどうか確認後、必要であれば、**帰国者・接触者相談センター**への相談を促されることがあります。

新型コロナウイルス感染症に関する情報、疑問などは、厚労省のホームページのQ&Aや各相談窓口などで詳細を知ることができます。参考にいただければと思います。

厚労省 HP 掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

厚労省相談窓口

TEL 0120-56-5653

FAX 03-3595-2756

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター3/1～設置

TEL 0570-783-770